

資 料

崔 哲榮

韓米相互防衛条約の非対称性と水平化

ソ 徐 勝 (共訳)
広 瀬 貴 子

. 序 論

同盟は、「共同の利益と目標を追い求めるために同盟に参加した複数の国家が、あらゆる手段と資源を投入することを約束する潜在的共同体」と定義される¹⁾。同盟関係は、当事国間の合意を文書によって明示した同盟条約により公式化される。軍事同盟条約とは、具体的には当事国間の相互依存性を闡明するものであり、共通した敵対勢力に対する外交政策の調和、軍事計画の調整、軍費負担の配分、危機に際した協力などを公約化したものである。

韓国とアメリカの同盟関係は、韓米相互防衛条約を通じて制度化された。しかしながら同条約は、単に軍事同盟を文書化したものではない。同条約を通じ、これまで韓国はアメリカに対し、国家の外交的危機および国内政治的危機が発生した際の保護と支援を要求してきており、同時にアメリカは軍事以外の状況においても駐韓米軍撤収を梃子にしながら、韓国政府の政策的自律性を制限してきた²⁾。

ところが現在、朝鮮半島では両当事国の国家利益が急変しており、また同条約に対する韓米両国の利害と国民感情が非常に深い所で変化してきている。

韓米相互防衛条約の再調整をうながすもっとも重要な要因は、韓国政府と国民の対北朝鮮認識の変化である。国際的な冷戦体制の解体および北朝鮮の経済難により、韓国の安全保障に対する脅威は急激に弱くなった。北朝鮮・ソ連の相互援助条約は廃棄され³⁾、また北朝鮮・中国の相互援助条約も韓国と中国の関係正常化により、中国の北朝鮮に対する同盟条約上の義務履行が不確実な状態である。韓国の対北朝鮮安保に対する認識の変化は、安全保障の名の下に留保してきた対米関係における自律性を、今こそ回復すべきであるという論理につながった。過去に米国および米軍が朝鮮半島において果たした役割を過小評価しないとしても、非対称的な韓米関

係および駐韓米軍をめぐる不合理な関係をこれ以上存続させてはならないという主張である。このため韓国の新しい政府は対北朝鮮政策において、アメリカからのより独立的・自律的な政策決定権を追求している。

アメリカもまた、民主主義の拡散と北東アジアの平和維持という名分に依拠する旧時代的同盟形態に固執してはいない。より平等な韓米関係を形成しようとする韓国政府の努力に対応するかたちで、アメリカは韓国のために一方的に費用を負担しないようにしている。アメリカは、韓国の軍事安保を保障するための保険国家という役割をこれ以上は続けたいという意志を見せている。アメリカは将来における安保要求を、血盟や友好という感情的なものではなく国家利益という理性的判断に根拠をおいて決めようとしている。

実際アメリカは、韓国の経済発展を理由に防衛費分担を要求している。これまでの一方的な安保支援受患者としてのただ乗り (free rider) 状態から脱皮し、駐韓米軍の運営費の一部を負担せよというものである。このため韓国政府は1989年から防衛費を分担し、また1991年には防衛分担特別協定を締結した。1999年現在、防衛費分担率は日本に比べると低いが、ドイツよりは高い⁴⁾。

韓米相互防衛条約をめぐる韓米間の葛藤は同盟に対する意志の危機を示すものではなく、状況の変化を表している⁵⁾。韓米両国が認めるべきは、アメリカにとっての軍事的利益と目的が韓国の追求する軍事的利益および目的とは相異なるという現実である。なおかつこのズレは縮まるどころか拡大している。朝鮮半島で米口、または米中の軍事的対決が発生する可能性は低いが、もし朝鮮半島で武力衝突が発生したならば、それは北朝鮮軍と韓国軍の骨肉の争いをもたらすであろう。したがって韓国政府と国民の大多数は、北朝鮮に対するアメリカの武力制裁について非常に消極的である。北朝鮮は韓米が同盟を締結する原因となった存在であるからこそ、その北朝鮮に対する見方と立場のギャップが広がっているという事実は、韓米同盟がどのように維持されるべきかについて深刻な疑問を提起するものであり、また韓米相互防衛条約が今後どのように改正されるべきかに対して決定的な方向を提示するものである。

・韓米相互防衛条約の締結背景と目的

1. 韓米安保関係の沿革

1882年の朝米修好通商条約を通じ、朝鮮はアメリカと初めて公式的な関係を樹立した。アメリカはこの条約の締結により航海中に遭難した米国船員を安全に救助す

るための約定を結び、広い意味の友好通商関係を持とうとした。ところが朝米友好通商条約には、両国の軍事安保に関する事項が含まれていなかった。むしろアメリカは1904年まで、中国・日本・ロシアと韓国との間に起こっていた政治的・軍事的問題に、朝鮮に期待されていたにもかかわらず、直接介入することはなく、また両国間の直接的な軍事協力関係も存在しなかった。

韓国における米軍の駐屯は、1945年のヤルタおよびポツダム会談で第2次世界大戦前後の韓国問題が検討された結果、米ソが38度線で区切られた朝鮮半島の南北にそれぞれ進駐し、日本軍の武装解除をすると合意したことにより成立した。1945年9月8日にホッジ（John R. Hodge）中将ひきいる駐韓米軍司令部が韓国におかれ、駐韓米軍司令部は1948年の大韓民国政府樹立まで韓国における唯一の統治機構として、日本軍の武装解除・秩序維持・韓国の経済再建などの任務を遂行した⁶⁾。この当時、米軍は永久駐屯を目的としてはおらず、暫定的な期間の任務遂行のため韓国に駐屯するものであった。しかしながら、大韓民国政府の樹立まで韓国の軍事問題において核心的な役割を果たした。

1948年の大韓民国政府樹立により李承晩大統領と駐韓米軍司令官ホッジ中将は、警察と警備隊および海岸警備隊を含む国防軍に対する指揮権を移譲する、暫定軍事協定を締結した。この協定において、駐韓米軍の撤収が完了するまで韓国の安全を維持し、現存する大韓民国国防軍の組織と訓練および武装を持続することが韓米両国の共同利益であると宣言された。

1949年7月以降、駐韓米軍は500人の軍事顧問団だけを残して朝鮮半島から完全に撤収した。1950年1月には韓米間の相互軍事援助協定が締結されたが、同月米国务長官、アチソン（Dean G. Acheson）はアジアにおけるアメリカの最重要防衛線から台湾と韓国を除く、いわゆるアチソン宣言を発した⁷⁾。したがって朝鮮戦争勃発直前の韓米間の安保関係は、アメリカの間接的な軍事援助によって維持されていた。

2. 韓米相互防衛条約の締結過程と目的

1950年6月25日の朝鮮戦争勃発後、米軍を中心とする国際連合軍が朝鮮戦争に参加した。米軍の朝鮮戦争介入は国連の目的達成のための国際連合軍としてというよりは、韓国との同盟的次元で始まったとみられる⁸⁾。国連軍は7月7日安保理の決議案によって結成されたが、アメリカは7月2日にはすでに日本に駐屯していた地上軍を韓国に派遣していたからである⁹⁾。当時、韓国とアメリカは公式的な軍事同盟条約を締結していなかったが、韓国政府の成立背景¹⁰⁾と韓米間の相互軍事援助協

定を考慮するならば、韓米両国は事実上 (de facto) の軍事同盟関係にあった。

アメリカは対ソ封鎖という自らの国家利益のため朝鮮戦争に参戦したが、中国軍の介入によって、朝鮮半島の統一よりは一刻も早い米軍撤収のため、休戦協定に関心を置くようになった。当初、アメリカの休戦方針に反対した韓国政府は、休戦協定締結に協力する交換条件として韓米相互防衛条約を締結しようとした。同条約を通じて北朝鮮の南侵を抑制し、戦争勃発時の生存という死活的利益と、武力北進統一のためのアメリカによる軍事的保証確保を意図したものであった¹¹⁾。いっぽうアメリカは、国家利益の役に立たない朝鮮半島への軍事的直接介入を意味する韓米相互防衛条約の締結よりは、軍事経済援助を通しての間接的な介入を望んでいた。

結局、アメリカは、韓国の反共理念がアメリカの基本利益に一致するという判断から、またアメリカの休戦協定締結に反対する韓国政府を¹²⁾説得するため、韓国が要求する韓米相互防衛条約の締結を約束して停戦協定を締結した。韓米相互防衛条約の締結において、韓国政府は反共捕虜の釈放という瀬戸際戦術まで用いざるを得ない切迫した状況であり、またアメリカは休戦協定締結という政策の目標達成のため、韓国の要求を最小化する方向で相互防衛協定の締結を受け入れようとしていた。したがって交渉の主導権はアメリカが握っており、その結果、条約は韓国よりアメリカの立場を反映した内容となった。

3. 韓国停戦協定と韓米相互防衛条約

韓米相互防衛条約の締結を韓国に約束し、アメリカと北朝鮮、中国は1953年7月に朝鮮半島停戦協定を締結した。しかし韓米相互防衛条約と停戦協定の間には、本質的な矛盾が存在している。

まず停戦協定の第4条第60項には、“朝鮮半島問題の平和的解決を保障するために……政治会談を召集し、朝鮮半島からのすべての外国軍隊撤収と朝鮮半島問題の平和的解決などの問題を協議すること”と規定されている。停戦協定のこのような規定にもかかわらず韓米相互防衛条約には米軍の韓国駐屯の恒久化が規定されたため、停戦協定の規定によるジュネーブ政治会談において、外国軍の撤収がはげしく議論されたあげくに成果のないままに終了したのは当然のなりゆきであった。米軍の無期限駐屯を規定した韓米相互防衛条約第4条が、朝鮮戦争の平和的解決のため停戦協定によって開催されたジュネーブ政治会談を破局に導いたのである。

また停戦協定第2条第13項は、朝鮮半島国境外から増員する軍事人員や作戦飛行機・装甲車・武器および弾薬の持ち込み停止を規定し、朝鮮半島内における協定締結後の軍事力増強を禁止している。ところが韓米相互防衛条約第2条には、当事国

は“ 武力攻撃を防止するための適切な手段を持続的に強化 ” すると規定され、このためフォーカス訓練¹³⁾、Foal Eagle¹⁴⁾、RSOI¹⁵⁾など統合的構造による訓練を実施している。韓国とアメリカの合同軍事訓練の実施と訓練を目的とする米軍の軍事力増強は、停戦協定に真っ向から対立する措置であるといえる。

・ 韓米相互防衛条約の検討

韓米相互防衛条約は韓米安保体制の法制度的基礎を成すものとして、前文と6つの条項から構成されている。

1. 条約適用地域の範囲および手続

(1) 条約適用の領土的範囲

韓米相互防衛条約第3条は条約が適用される韓国の領域について、“ 各当事国が他当事国の行政支配下にある領土 ” という表現を通じて朝鮮半島以南の韓国政府を規定し、“ 各当事国が他当事国の行政支配下に合法的に入ったと認める今後の領土において ” という表現により、南北統一後の韓国領土として朝鮮半島を表現している。

ところが1953年7月9日、米政府に提示された韓国側の協定草案は、第2条で“ 大韓民国の領土は朝鮮半島の伝統的領域全体として、特に北方においては鴨緑江と豆満江を境界とすることを確認する ” と規定していた¹⁶⁾。これは停戦協定成立後の韓国による武力北進統一戦争を合法化し、これに対するアメリカの支援を導き出すための意図を内包したものである。韓米相互防衛条約における韓国領土を朝鮮半島全体とみると、韓国が侵略された場合のアメリカの負担義務は朝鮮半島全域から敵軍を追い出すことで完遂されることになる。

いっぽう準戦時という現在の朝鮮半島状況において、また韓国が北朝鮮の国家性を否定し反国家団体と規定している状況において、中国やロシアなどの外国が介入しない朝鮮半島内の紛争にアメリカが関与する義務や権利があるかという問題については検討する必要がある。なぜなら、韓米相互防衛条約のアメリカ合衆国了解事項は、締約当事国に対する外部からの武力攻撃の場合にのみ援助義務を負担すると明示しているからである。もし北朝鮮を外部とは理解しないのであれば、韓米相互防衛条約を通じてアメリカが韓国に対し付与しようとしている保障の内容が曖昧になってくる。韓米相互防衛条約により韓国に駐屯する米軍は、間違いなく北朝鮮の武力南侵を防御するためのものであるからである。よって外部という用語は、韓国

以外の地域をさす空間的意味として理解される。

またこの規定は、朝鮮半島の統一前・統一後とも朝鮮半島内に韓米相互防衛条約を適用可能とする装置として理解されうるが、朝鮮半島の統一過程で南北朝鮮政府が公式に予定している南北連合や連邦制下において北朝鮮領域は韓国の行政支配下にある領土ではないため、韓米相互防衛条約の作動は論理的に不可能になる。第3条は韓米相互防衛条約の締結目的を規定する仮想敵対勢力条項であり、明示はされていないもののその背景を考慮するならば、北朝鮮が仮想敵対勢力として認められる。韓米相互防衛条約は、北朝鮮からの共通の脅威に対処するために締結され、存続している。したがって仮想敵対勢力や共通の脅威が消滅するとき、すなわち統一前であっても朝鮮半島の平和体制がゆるぎないものになった場合は韓米相互防衛条約の締結目的が達成されたといえるため、同条約は終了すべきなのである。

(2) 条約適用対象

韓米相互防衛条約第3条は、各当事国の領土に対する武力攻撃からの保護対象を規定している。しかしながら NATO 条約・ANZUS 条約とともに当事国が介入する武力攻撃の概念として、領土だけでなく締約国の軍隊、公海上の締約国国籍船舶、航空機などを含んでいる。それほど韓米相互防衛条約によるアメリカの義務は、消極的で制限されているのである。実は韓国がアメリカに提案した相互防衛条約の下書きには、“締約国に対する武力攻撃は、各締約国の本土は勿論、太平洋における各行政管轄権下にある島嶼領土、または各締約国の太平洋にある軍勢力・公用船舶・公用航空機などを含むと見做す”と規定されて¹⁷⁾いた。この草案の規定が維持されていたならば、1968年1月のプエブロ号事件や1969年4月の情報偵察機 EC-121事件などはもちろん、2001年4月に日本沖繩空軍基地から出発した EP3E 偵察機が中国の海南島前の上空で中国戦闘機と衝突して海南島に不時着した事件にも¹⁸⁾韓米相互防衛条約が適用されたはずである。そうなれば米中間の局地的武力衝突に韓国が参加し、結局、韓中間の武力衝突に拡大することになる。中国が韓国との国交を正常化し最大交易国として登場している現実を考えれば、そのような結果は韓国の国家利益に致命的な結果をもたらすことになる。しかもそれは韓国の国防能力がアメリカを支援できる場合であり、現実的に韓国の軍事力では米国本土と太平洋上の米軍基地・船舶および航空機を保護する能力を欠いているため、このような規定の挿入は、アメリカの韓国に対する軍事的支援の範囲のみを拡大する、不平等な条約上の義務規定とならざるをえない。このような負担の加重を回避するための代案として、韓米相互防衛条約は条約上の義務履行範囲を領域に対する武力攻撃に制限したものとみられる。したがって相互援助義務は、締約当事国の領土的自存

権を脅かす深刻な安保脅威や安全破壊に対してのみ発生する。

（3）条約適用手続

韓米相互防衛条約はその条約適用手続について、当事国の政治的独立あるいは安全が外部からの武力攻撃によって脅かされる場合、“適切な措置を協議と合意の下に”¹⁹⁾とあり、他当事国に対する太平洋地域における武力攻撃という共通の危険に対しては第2条による相互協議と合意に加え、“各自の憲法上の手続によって行動”する²⁰⁾という制限を置いている。

これは北朝鮮が中国と締結している中ソ相互援助条約の当事者間自動介入条項とはことなり、“適切な措置を協議と合意”と“各自の憲法上の手続”を通じて対応するようにしており、同盟の性格を弱める規定として理解されている。締約相手国に対する武力攻撃が発生しても、両国間に協議および合意が成立しない、また国内憲法上の手続を経る中で相手国に対する支援が成立しないこともありうるからである。換言すればこれは、同盟条約の締結当時とは異なる時代状況において、相互間の国益が相衝する場合、同盟条約による拘束から自由に離脱することができる逃避条項として利用されうる条項といえる。

この改善策として自動介入条項に変更するという方案があるが、そのためには締約当事国間の共通利益が恒久的でなければならず、相互間に信頼の亀裂があってはならない。だが国際関係の変化の中で自国の利益を優先的に追求するという国家の属性上、そのような関係は期待し難い。したがってアメリカは相互援助のための国内憲法上の手続条項をそのまま置いて、ただ、迅速な対応の必要が認められる場合は、大統領の判断によって暫定的軍事支援を可能にするという制度的方案をおいた。1973年11月17日、アメリカ上下両院の合同決議として採択された戦争権限付与決議（War Powers Resolution）により、米軍に対する攻撃により国家緊急事態が発生する特別な場合、48時間以内に議会に通告さえすれば議会の承認がなくても、大統領が独自に60日から90日のあいだ軍隊を動員することができるようになった²¹⁾。このような制度は駐韓米軍に対する北朝鮮の攻撃が発生した場合にも、そのまま適用されるため、駐韓米軍はアメリカの自動介入のための足絡め罫（trip wire）として理解されている²²⁾。

2. 駐韓米軍問題

（1）駐韓米軍に対する認識と役割の変化

盧武鉉大統領は2003年5月7日に青瓦台（大統領官邸）で開かれた全軍主要指揮官会議において、“駐韓米軍問題は政治的に諸説紛紛してきたが、我々が望もうが

望むまいが、事態は変化しており、韓国軍が新たに担うべきことも生じている”と述べ、“このような変化の山場さえ越せば、わが軍は自ら国を保衛する自主国防国家の自主軍隊としての地位を堂々と確立するであろう”と語った²³⁾。また盧大統領は、駐韓米軍の動向に韓国安保が直接左右されるような状況は望ましくないとし、駐韓米軍の戦略変化とは関係なく国民が不安を感じないような状態にしなければならないと述べた。

盧大統領による駐韓米軍の位置づけ変化についての言及や認識変化要求に関連して、駐韓米軍をめぐる国内の論議は3つの側面から整理される。その第一番目は現状維持論であり、南北首脳会談以降の南北朝鮮における状況展開に肯定的ではあるが、まだ軍事的側面における変化もなく北朝鮮の真意も不明であるため、駐韓米軍は維持すべきであるという立場である。二番目は兵力縮減および地位変化論議であり、駐韓米軍の存続は前提としながら、韓国内の反米感情や南北和解ムードなどを勘案した部分的再調整を強調するものである。この論議は、駐韓米軍が占領軍というよりは同伴者の役割のものに切り替わるべきであるという内容も含んでいる。三番目は撤収を強く主張する論議であり、南北朝鮮はその国力に圧倒的の差があるため、現状のような駐韓米軍の存在は韓国の国家的自主性を毀損するものでしかなく、米軍の韓国駐屯自体が冷戦的発想に基づく時代錯誤の産物であるというものである²⁴⁾。

(2) 米軍駐屯の法的根拠

韓米相互防衛条約第4条は、米軍の韓国内駐屯のための法的根拠となっている。同条は“相互的合意によってアメリカ合衆国の陸軍・海軍および空軍を大韓民国の領土内とその周辺に配備する権利を大韓民国は許与(grant)し、アメリカ合衆国はこれを受諾(accept)する”と規定している。韓米相互防衛協定締結のための韓米間交渉当時の米側草案には、韓国領域内の米軍駐屯に関する規定はなかった。しかしながら韓国政府は、北朝鮮および中国・ソ連の脅威に備え、北進統一のための韓国の軍事力動員に際する迅速かつ自動的な支援を得るため、自発的に米軍駐屯を要求した²⁵⁾。

したがってこの規定は米軍の駐屯について規定しているだけであり、撤収に関してはいかなる言及もしておらず、また韓国軍の米領域内駐屯も認めていない。この条項によればアメリカはいつでも米軍の韓国駐屯を拒否できるため、朝鮮半島安保に対する韓国の判断とは無関係にアメリカの判断だけで駐韓米軍を撤収することが可能である。この場合、駐韓米軍が担っていた力の軸が失われ、一時的または長期的な南北朝鮮の力の不均衡により韓国の安保は脅かされるようになる。同条項の不平等な性格は、アメリカ側の必要により駐韓米軍を増強する場合にも、韓国はこれ

を認めなければならないという条約上の義務が賦課されているという点にもあらわれている。これは韓国の領土主権が不完全であることを意味するものである。

第4条は1950年に締結された日米安保条約の関連規定を借用して規定されたものであるが、日米安保条約と比較すると、その不平等さが明らかになる。例えば日米安保条約が米軍の日本駐屯目的として、“日本の安全と極東の国際平和および安全維持に寄与”することが明示されている²⁶⁾のに対し、駐韓米軍の駐屯目的は明示されていない。また米軍の駐屯を大韓民国は許与、米国は受諾するという表現は、結局、韓国の米軍駐屯要求をアメリカがやむを得ず受け入れるという意味を含んでおり、相互防衛条約の締結当時から変化した韓国の国家的自矜心を傷つけるものとなっている。日米安保条約の場合、第6条は“アメリカはその陸軍・空軍および海軍による日本国内の施設および区域の使用権を許与される”となっており、アメリカが日本の要求を受諾したのではなく、日本の許諾を受けて日本内に米軍を駐屯させると明示している。なおかつ1960年に改正された日米安保条約には、関連の交換覚え書きで、“日本の安全と極東の平和安全維持のために駐屯するアメリカ合衆国の軍隊の日本配置・装備の主要変更・日本国内の施設と区域の基地化は、日本政府と事前協議される”と規定している。しかし韓米相互防衛条約第4条によると、アメリカは原則的に陸海空軍を韓国政府との事前協議なしに韓国のどこにでも配置できる。核関連施設の配置も可能で、駐韓米軍の規模や水準・部隊移動・作戦および訓練実施についても韓国と事前協議する義務はない。

このような不平等を改善するためには、駐韓米軍の縮減・再配置・撤収または増強などの場合には必ず韓国政府との協議および合意を経ることを定めた、より対等な内容を条約に盛り込む必要がある。

(3) 駐韓米軍と韓米関係の変化

韓米軍事同盟関係が韓国による一方的な対米依存関係から両者関係、すなわちパートナー関係に発展する分岐点は、1978年の韓米連合同司令部創設であった。韓米相互防衛条約の締結当時、韓米関係は与える者と受ける者（donor and recipient）、または保護者と被保護者（patron and client）の関係であった。ところが70年代の構造的調整期を経たのち、80年代に入ってレーガン政権が登場すると、韓米同盟はより双務的な関係として、いわゆる売り手と買い手（seller and buyer）に進化した。すなわち無償援助や経済援助による一方的安保支援関係は連合防衛計画および軍事費分担関係へ発展し、また90年代以降は地域安保まで分担する²⁷⁾軍事負担分業関係に転換した²⁸⁾。これは現実的に駐韓米軍の縮減以外にも韓国軍将軍に国連軍事停戦委員会代表職を引き継ぎ、米軍を休戦線地域から撤収させる措置につながった。

1990年からは米国側要求による総額概念の防衛費分担が始まり²⁹⁾、1992年7月には韓米連合野戦司令部(CFA)が解体、12月には韓米連合司令部地上軍司令官が韓国軍將軍で補任されるなど、パートナー関係が強調された。

駐韓米軍の存在については、北朝鮮の金正日国防委員長もその必要性を認めていることが知られている³⁰⁾。北朝鮮は、駐韓米軍を南北間の武力衝突抑制のための安保障者として理解しているようである³¹⁾。しかしながら駐韓米軍による軍事的脅威が実質的に変化しない限り、北朝鮮は南北間軍縮交渉には応じないであろう。南北間の軍事的信頼と平和体制構築のために、駐韓米軍の地位変更は必須である。したがって駐韓米軍の地位変更または役割再調整というかたちの韓米関係における水平性確保次元から、駐韓米軍問題にアプローチする必要がある。

3. 戦時作戦統制権

(1) 作戦統制権と作戦指揮権

作戦統制権(operational control)は軍に付与された作戦任務を統制・調整する権限であり、行政および軍需を除外した指揮官の機能のことである。戦時の効率的な作戦任務遂行のための平時の戦略・戦術・支援・訓練に関する計画を樹立し、戦場における戦闘任務の遂行を統制するものである。作戦統制権は軍令権の核心であり、軍令権は軍政権とともに軍統帥権の2大柱である。

これに対し作戦指揮権(operational command)は隷下部隊の機能・構成・課業付与および目標は正と業務遂行に必要な指示機能としての軍統帥権であり、国家主権の一部を構成するものであるため、議会が批准した条約以外による他国や国際機構への委任は不可能である³²⁾。

現在、韓米連合司令部に付与された権限は韓国軍の戦時作戦統制権であり、軍部隊の移動時には韓米連合司令部の承認を必ず得なければならないというものである。ただし外部の敵からの現存する危険に対処する防御の必要性がある場合には承認を得る必要はなく、一定時間内に承認を得ることができない場合、大統領または韓国軍指揮官が任意に部隊を移動させることができる。

(2) 作戦統制権の移譲

韓米同盟の非対称的性格とそれによる軍事論理化に起因する不平等を象徴する核心の一つが、すなわち作戦統制権問題である。

朝鮮戦争勃発直後である1950年7月7日、国連安全保障理事会の決議により国連統合軍司令部が設置された。7月14日、李承晩大統領は戦争という当時の緊迫した作戦状況において軍事作戦の効率を高めるための暫定的措置として、国連軍司令官

マッカーサー将軍に送った書翰を通じて、韓国軍の作戦指揮権を国連軍司令官に移譲した。その後アメリカは韓米相互防衛条約の締結交渉において、韓国軍を国連軍司令部の指揮権下におくことを条件の一つとして³³⁾提示した。これにより1954年に締結された韓米合意議事録は³⁴⁾、“国連軍司令部が韓国防衛を任されているあいだ、韓国軍は国連軍司令部統制下におかれる”という規定を通じ、韓国軍に対する作戦指揮権を作戦統制権に変更して米軍司令官によって補任される国連軍司令部に付与した³⁵⁾。韓国軍に対する国連司による作戦統制権の範囲・行使条件および内容は、1961年、(朴正熙の)5.16軍事クーデターのときに“国連軍司令官は韓国を外部の共産侵略から防衛する場合においてのみ、韓国軍に対する作戦統制権を行使することができる”と縮小された。また1961年9月20日には、韓国軍が国連軍管轄権から暫定的に離脱する場合に先行されるべき事前協議条件を通じ、韓国軍が国連軍の作戦統制権から暫定的に離脱できる可能性がうまれた³⁶⁾。1970年代後半に入り、作戦統制権の領域に大きな変化が生じた。すなわち1978年11月7日の韓米連合司令部創立により、国連軍司令官の作戦統制権は連合軍司令官に移譲され、国連司は韓国停戦協定の維持に関する任務を遂行するようになった。韓米連合軍司令官は過去に国連軍司令官が単独で作戦統制を行使したのとは異なり、韓米両国の国家統帥機構（大統領および国防部）および韓米安保協議会議、そして両国の合参（合同参謀本部）議長で構成される軍事委員会の戦略指示および指針を受け、平時および戦時作戦統制権を行使し、韓国軍指揮官は人事行政・部隊訓練・軍需支援などの作戦統制権を欠く指揮権を行使することが合意された³⁷⁾。

(3) 法的問題点

独立国の国軍作戦指揮権は、国家の生存権に関わる‘主権の一部’として外国に移譲できない属性を有している。ただ国家生存権に対する著しくかつ明白な脅威が存在する場合のみ、生存権確保のため非常に制限された期間中だけ国際機構やその他の国に委任しうるに過ぎない。

李承晩大統領が国軍の作戦権を国連軍司令官に移譲した当時の憲法は、“大統領の国務に関する行為は文書により実行されるべきであり、全ての文書には国務総理と関係国務委員の副署がなければならない。軍事に関することもまた同様である”と³⁸⁾規定していたため、李承晩の独断的行為はその後、政権による追認を受けたとはいえ、原因無効の行為といえる³⁹⁾。また李承晩の作戦指揮権移譲書翰が国際連合憲章第43条による特別協定と見なされ得るという見解があるが、書翰を国連憲章上の特別協定とみなすことには無理があり、また特別協定であれば尚更、国会による批准という手続が要求される⁴⁰⁾。1978年に韓国がアメリカに作戦統制権を移譲した

ことも、当時、憲法に規定されていた国会の同意を受けなかったのが憲法違反である。これは統治行為であったという主張があるが、統治行為とは、国家利益のための政策的決断権を意味するだけで、国家主権の中心的内容を移譲する行為はいかなる場合においても統治行為とはいえない。

このように法的問題点を抱えた戦時作戦統制権の移譲により、現行憲法第74条による大統領の軍統帥権は完全には行使できない。国軍組織法第9条による合同参謀本部議長の作戦司令部に対する作戦指揮・監督権もやはり、韓米連合同司令部が存在する限り不完全である⁴¹⁾。韓米連合防衛体系上は韓国大統領が戦時作戦統制権を部分的に行使することができるという⁴²⁾。しかしながら、韓国軍の作戦計画は米軍の極東アジア作戦計画の一部である作戦計画5027を用いており、韓国が戦時作戦統制権を行使することは事実上不可能である。戦時作戦統制権が米軍にあるということは韓国の意志とは関係なく、対北朝鮮軍事措置が成立しようということを示しており、北朝鮮の立場からみれば韓国との軍事的信頼回復において韓国政府の当事者能力を疑う主な原因になっている⁴³⁾。

(4) 作戦統制権の回収

冷戦終結と朝鮮半島安保環境の変化、そして韓国の経済力および軍事力の向上などにもとない、90年代から韓国の作戦統制権回収問題がより重要になった。このような脈絡から、1994年の韓米間の第26次安保協議会と第16次軍事委員会において、両国は改正された権限委任事項と戦略指示第2号に署名し、また1994年12月1日を期して、連合軍司令官の行使下にあった韓国軍部隊に対する平時作戦統制権が韓国合参謀長に移譲された。これにより平時においては、連合軍司令官は韓国合参謀長が委任した事項(CODA)⁴⁴⁾についてのみ任務を遂行するようになった。

しかしながら平時作戦統制権の回収は名目的な回収に過ぎず、平時および戦時の韓国軍に対する実質的な統制権は、連合司令官すなわち米軍の管轄下に置かれている。なぜならば連合権限委任事項により、連合司令官は韓国の平時作戦統制権を状況により統制できるからである。そして軍は有事対備組織であり、戦時に作戦統制を通じて自国の安保を確保するものであるため、平時作戦権にいかなる意味があるのかという点、戦時でも平時でもない準戦時または有事時の概念をどう扱うかという点、朝鮮半島内における韓国の軍隊に対する戦時作戦権回収に必ず相手の同意を受けなければならないのかという点などは、韓米間葛藤の原因となりうる。

もちろん現在の韓国軍の能力では、すぐさま戦時作戦統制権を回収するのは難しい。現実的な問題として戦時作戦統制権の移譲を韓国が受けるためには、韓国軍が戦略情報蒐集および早期警報力量とC4I体制⁴⁵⁾を具備する必要があり、また最小限

の時間内に指揮・統制・整備・両国間情報交換・両国軍動員作戦遂行のための準備事項調整・開戦後軍事行動手続の確立問題など、解決すべき問題が残っているからである⁴⁶⁾。しかしながら韓米同盟の不平等要因改善という努力において、平時作戦統制権の回収という部分的作戦統制権の回収が実現したことは念頭におくべきである。したがって韓米連合防衛体制において韓国に主導的地位確保の意志があるのであれば、現在は連合司令官が行使している作戦計画開発など主要作戦事案に対する連合権限委任を段階的に回収し、実質的に統制権を行使するための努力をすべきである。作戦統制権の回収は朝鮮半島平和体制構築において、韓国の当事者能力を確保するための必須要件なのである。

・同盟条約として韓米相互防衛条約

1. 韓米同盟の形成

これまで韓米関係は、非対称性を特徴とする同盟の論理により維持されてきた。超強大国と弱小国の間の後見 被後見関係としての非対称的同盟関係は、過去の米ソ両大国による軍事的対立体制の中で一般化されてきた形態である。

同盟関係は、共同の利害を前提にしたものである。しかしながら共同の利害は、仮想の敵を設定し、それに対する安保という次元における利害のみを意味するわけではない。軍事的同盟関係は、経済的・社会的・政治的利害が相互に各々存在するということを象徴している。脱冷戦時代に国内外の安保状況が変化中、アメリカのブッシュ政権は自国中心主義的国家利益の観点から⁴⁷⁾朝鮮半島問題を見ており、韓国は民族主義的国家利益の観点から駐韓米軍と韓米同盟関係をとらえ始めた⁴⁸⁾。両者の北朝鮮に対する利害に亀裂が生じ、その亀裂が拡大している。しかしながら北朝鮮に対する韓米間の利害の亀裂が広がっているとはいえ、南北間の信頼が完全に回復していない現実において、韓国政府は現存する明白な不安要因としての北朝鮮からまったく自由なわけではない。また安保の不安は国家経済と政治に深刻な影響を与えるため、韓国政府が韓米同盟を壊すことは容易ではない。アメリカにとっても冷戦以降最大の脅威要因とみなされている大量破壊兵器を拡散するテロ支援国として北朝鮮を名指ししている現実において、北朝鮮の至近距離にある韓国に米軍を配置することは現実的な最善の対北朝鮮圧迫手段である。また世界第11位の経済大国に成長している韓国との経済的利害、そして広くは中国およびロシア、そして日本を含む北東アジアにおけるアメリカの影響力維持のためには、駐韓米軍を簡単に撤収する決定を下すことはできないだろう⁴⁹⁾。このようなアメリカの利益が存在

する限り、韓米同盟の非対称性を解消するための手がかりは形成されているのである。

2. 韓米同盟関係変化の可能性

同盟は、永続的なものではなく、その誕生が必要によるものであったように、いつかは解体、または放棄されるよりほかない。韓米同盟の場合、同盟関係の変化を要求する多くの要因が発生した。

第一に、同盟の目標である北朝鮮が極度に弱体化し、相対的に韓国の国力および軍事力が大きく発展した。北朝鮮は1980年代後半から始まった経済難・食糧難・エネルギー難などにより国家運営に困難を来し始め、このため軍事力の拡充も殆ど実現できなかった⁵⁰⁾。

第二に、韓国の対北朝鮮関係改善政策により、南北間の緊張関係は大幅に緩和された。金大中政府以降、対北朝鮮和解・協力政策は、南北間の敵対感解消と平和的共存を目的とし、冷戦体制解体に重点を置いた。これにより南北首脳会談や共同宣言文が発表され、韓国の新政府は朝鮮半島平和体制の構築と北朝鮮が参加する北東アジア繁栄政策を表明している。韓米相互防衛条約の目標である北朝鮮からの脅威の除去を、韓国とアメリカが連合して形成した力ではなく、南北の民族間対話と協力により達成しているのである。ここでは韓米同盟解体までではなくとも、同盟の性格変化は避けられないであろう⁵¹⁾。

第三に、米朝間の関係改善も韓米同盟の変化にとっての重要な動因(motive)となりうる。アメリカは1988年から北朝鮮と参事官級会談を始め、また1992年以降は次官級の高位会談が開催された。クリントン時代には、オルブライト國務長官の訪朝と金正日国防委員長との面談なども実現した。現在のブッシュ政権はクリントン政権より強硬な対北朝鮮政策を遂行しているが、北朝鮮に対する介入政策と影響力を高める基本戦略は変わらないと観測されており、北朝鮮もアメリカとの関係改善を望んでいるものとみられる⁵²⁾。

第四に、韓国内のアメリカに対する批判勢力の拡大は、韓米同盟関係の改善にとって強い圧力要因になっている。最近、韓国で発生した米軍装甲車による2名の女子中学生死亡事件・駐韓米軍の漢江への毒劇物放流事件・梅香里米軍部隊爆撃訓練事件・朝鮮戦争当時老斤里で発生した米軍による民間人虐殺事件などは、韓米同盟の存続に否定的役割を果たす要因の数々である。世論に基づき、韓国の政治的決定権者が、韓米同盟を破棄することにより必要となる安保費用より国内政治的利益が大きいと考えた場合、同盟の破棄も可能である⁵³⁾。

最後に、海外駐屯米軍に対するプッシュ政権の認識変化である。米政府は米軍が海外に配置過多の状態にあるという認識の下、駐韓米軍を含む海外駐屯米軍の調整と縮減および再配置を推進している。駐韓米軍は韓米同盟の中心であるため、駐韓米軍の変化は韓米同盟の変化に帰結する。

このような変化の要因があるにもかかわらず、一度締結された同盟の瓦解は容易ではない。韓米同盟にはさまざまな否定的要因があるものの、同盟の結束は依然として維持されている。韓米同盟が維持されている理由は、第一に韓米同盟がアメリカの覇権的リーダーシップ（hegemonic leadership）によって維持されているという側面によるものである。韓米同盟の主導国であるアメリカが同盟を破棄しようと考えない限り、韓米同盟はこの先も維持されるであろう。北朝鮮の対南軍事脅威が弱まり、韓国の軍事能力が北朝鮮の戦争能力を抑止する水準になったとしても、アメリカにとって韓米同盟はアジア地域に介入する重要な手段であるため、韓米同盟をあきらめることはないであろう。

第二に、韓米同盟が体系的に制度化（institutionalization）されていることも理由の一つである。韓米同盟は安保協力関係を通じ、制度的に強化されている。韓米安保協力体制は、両国の軍事力を統合・運営することで朝鮮半島における戦争を抑止し有事に際した効果的な連合作戦を遂行することを目的としている⁵⁴⁾。韓米安保協力体制は1953年の韓米相互防衛条約、1954年の韓米合意議事録、1966年の韓米駐屯軍地位協定（SOFA）、1988年の韓米相互軍需支援協定、1991年の戦時支援協定などの法体系により運用されている。また韓国軍の戦時作戦統制権が韓米連合同司令部に帰属しているという点も、韓米同盟が容易には解体されにくい理由の一つである。

最後に、韓国とアメリカの理念的結束（ideological solidarity）が韓米同盟を維持させる主要要因となっている。韓国はアメリカ式の大統領中心制政治制度を採択しており、自由民主主義と資本主義を志向する理念的的同質性を持っている。

3. 同盟関係の調整と事情変更の原則

同盟関係の調整は、同盟が締結された時期と変化した時期の違いについての比較と、これを通じた事情変更の原則（rebus sic standibus）の適用可能性側面において検討すべきである。韓国がアメリカと相互防衛条約を締結したのは、北朝鮮からの脅威と東アジアの地域国家間の葛藤の存在にその根拠を置いている。韓米相互防衛条約の締結以降、韓米同盟の対内的・対外的条件は多くの変化を経験しており、アメリカが韓国に対し、より自律的な役割を要求したこともあった。

条約法に関するウィーン協約も、変更された事情が、当該条約に対する当事国の羈束的同意の本質的基礎(essential basis)を構成するものであったり、事情の変更により、条約によって履行すべき義務の範囲が根本的に(radically)変更される場合、事情変更の原則が適用可能であると規定している⁵⁵⁾。条約法上、事情変更の原則はその範囲が非常に厳格に解釈される⁵⁶⁾。国際司法裁判所(ICJ)は事情変更の原則が適用される前提条件として、事情の変更が本来約束された義務とは根本的に異なる範囲の義務履行を加重させる場合を挙げている⁵⁷⁾。

しかしながら事情変更の原則が認められる場合、締約当事国には条約改正を要求しうる権利が付与される。これに対し、改正された条約は新しい条約であり、当事国間の新しい合意の結果という反対論理が存在する。さらに原則的な問題としてどの国家も条約締結の義務がなく、いかなる法原則も条約当事国がどのように条約を改正すべきであるかは定めていない。このような主張はそれ自体としては正しいが、条約改正の他の側面を看過している。改定された条約や条項は条約や条項の廃棄に代わるものである。事情変更が適用される事例における条約改正の主な法的機能は、新しい環境に合わせて修正された形態で条約を維持しなければ条約が廃棄されるという状況に対する代案である。したがって事情変更原則の本当の意味は、この原則を主張する当事国は条約改定を主張する権利を有しており、他方の当事国は条約改定のための協議に応じなければならないという法的義務を負担するというものである。当該条約をどのように改正するか、また新しい条約が新しい合意の結果であるかは、全面的に当事国同士にかかっている。条約の相手方当事国が善意により協議を拒否したり協議がいかなる結論も導出できなかつたりした場合、事情変更の原則を主張する国家は条約を終了させる権利を持ちうる⁵⁸⁾。

いま一つの問題は、締約国政府の立場や政策において主観的な変化が条約の終了・脱退または中止の根拠として主張されうるかというものである。このとき当該条約当事国は、条約の終了事由により事情変更の原則を援用することはできない⁵⁹⁾。しかしながら同盟条約の場合には、このような原則が適用されない。ある国家の政治的体制が根本的に変更された場合、締約当事国の両者の立場から既存同盟条約の履行は受け入れ難いためである⁶⁰⁾。

・ 結 論

国家の主権と生存をいかなる状況においても保障する制度的装置が欠如している国際社会において、安保は窮極的には各国自らの責任である。国家は、敵対国家が

らの脅威に対処することを目的として、生存確保のため、軍事力などの手段を模索する。同盟は自国安保の確保を可能にする一つの方法である。しかしながら同盟関係の形成は、国家政策決定の自律性に制限をもたらす。いわゆる安保と自律性の相互交換は、特に韓国とアメリカのように国力に顕著な差がある非対称同盟関係において著しい。

だが、韓米相互防衛条約締結当時の状況に比べ、今の国際環境や南北朝鮮関係、また韓米両国の位相は著しく変貌をとげた。冷戦体制は崩壊し、また南北間には和解協力のための努力が比較的真剣に進められており、韓国の国際的地位も大きく向上した。また韓米相互防衛条約締結当時、韓国の意図は武力による北進統一のためアメリカを韓国に縛りつけておこうというものであり、アメリカは韓国と相互防衛条約を締結することで、韓国政府による対北朝鮮武力攻撃の阻止を意図していた。しかし北朝鮮の核問題が懸念されている現在はアメリカの対北朝鮮先制攻撃を抑止することが韓国政府の意図であり、アメリカは駐韓米軍の再配置を試みることにより対北朝鮮戦争の可能性を引き続き示している。韓米相互防衛条約締結当時の韓国とアメリカの最優先的国家利益の概念が変化したのである。

同盟は国益に基づいており、国益の変化にともなって同盟も変化する。同盟は恋愛結婚ではなく⁶¹⁾便宜による同居である。このような同盟の柔軟性のため、力の均衡が効果的に維持される。1960年代に NATO を脱退して核兵器を開発したフランスのドゴール大統領は、“条約は薔薇や若い女性のようなもので期間内だけ有効なもの”と語り、ナポレオンは“条約は利益と符合する限りにおいて遵守される”と述べた⁶²⁾。韓国とアメリカが北朝鮮軍の侵略を共同防御するという公約が韓米相互防衛条約である。にもかかわらず北朝鮮とアメリカの葛藤や衝突状況で韓国がいかなる役割も果たしえないとするなら、相互防衛条約は実際に履行されえない条約となる。したがって韓米相互防衛条約が変わりゆく朝鮮半島の現実に合致するように存続するためには、両国合意の下、韓国独自の防衛能力および戦略開発を実現し、平時および戦時の作戦統制権を韓国軍が実質的に行使できる政策能力を高めるなど、韓米同盟の水平性を確保しなければならない。

さらにいうなら、韓米相互防衛条約は北朝鮮抑止の次元を超えて、地域平和を主導していく地域安保条約へ転換しながら、協動的安保概念に基づく多者間安保協力の制度化を促進する方向へ進まなければならない。韓米同盟の問題は韓国とアメリカとの関係という一次的利害のみならず、アメリカの世界戦略と国際安保、そして北朝鮮・日本・中国を包括する多次的利害の対象であるからである。これは韓米相互防衛条約の前文にみられる、(同条約が)“太平洋地域においてより包括的で

効果的な地域的安全保障組織が発達するまで”平和と安全を維持するための暫定的なものであり、最終的には地域的集団安保条約を追求するという目標と一致するものである。

- 1) Robert E. Osgood, *Alliances and American foreign Policy*, 1968, p. 19.
- 2) アメリカは韓国からの米軍撤収という暗黙の、またはあからさまな脅迫を通じて韓国を支配する手段を確保していた。また韓国にとってアメリカが同盟を撤収するという脅迫は、国内の政治的危機のみならず経済的にも大きな打撃となるため、深刻に受け止めざるを得ない。
- 3) 2000年2月9日に平壤で締結された朝日親善善隣および協調に関する条約は、過去の同盟条約が保障した‘即刻的な軍事介入および支援’の代わりに、‘安保脅威発生時に遅滞なく相互接触すること’のみを内容としている。
- 4) 1999年度防衛費分担内訳は直接支援3.25億ドル、間接支援3.97億ドル、総7.21億ドルであり、駐韓米軍総駐屯費用の35%を分担している。大韓民国国防部『韓米同盟と駐韓米軍』2002, 71頁。
- 5) Earl C. Ravenal, “Nato: A Crisis of Will or Situation?” *Cato Policy Report* 7, no. 6 (Nov./Dec. 1985), p. 12.
- 6) 趙淳昇『韓国分断史』1991, 63-65頁。
- 7) アチソン国務長官は1950年1月12日, National Press Club において, “米国の太平洋防衛線はアリューシャン列島から日本と琉球列島を経てフィリピンに至る島嶼である……もしその他の地域において攻撃があった場合, 第一に依拠すべきは攻撃を受けた国民の抵抗であり, 第二は全文明世界が国連憲章下に結んだ約束”であると述べた。「韓米修交100年史」『新東亜』1982年1月号別冊付録, 東亜日報社, 150頁。
- 8) キム・ギェドン「韓米関係の再照明」『国際政治論叢』第41集2号(2001), 8頁注2を参照。韓国に参戦した国際連合軍について, 国際連合軍ではなく多国籍軍として理解する見解は Michael Akehurst, *A Modern Introduction to International Law*, 1984, pp. 185-186.
- 9) 当時, 米極東軍最高司令官であったマッカーサー司令官は6月29日韓国に到着し, 漢江防御線を視察して駐日米軍の派遣を約束した。大韓民国国防部『韓米同盟と駐韓米軍』2002, 10頁。
- 10) 38度線以南を占領した米軍は軍事政府を設立し, 韓国地域に米国の理念と価値を定着させる政策を推進した。1948年8月15日, 米国主導の下で国連が介入して樹立された韓国政府は米国の理念と制度を踏襲しており, 軍事安保的に米国に全面的に依存することになった。
- 11) 李泳禧「1953年韓米相互防衛条約 北進統一と隷束の二重奏」『歴史批評』17巻(1992年夏) 45頁。
- 12) 李泳禧, 上掲論文, 31頁以下参照。
- 13) シミュレーションによる部隊指揮訓練(CPX)であり, 核心戦闘遂行任務に焦点を合わせ, 近接・中心・後方戦闘の統合を強調する。

- 14) 韓米連合作戦司令部（CFC）の定例作戦訓練であり、後方地域における戦闘、陸海空合同作戦、そして旧韓米合同軍事訓練である Team Spirit 訓練の任務を受け継いでいる。
- 15) RSOI（Reception, Staging, Onward Movement and Integration）訓練はシミュレーションによる指揮部隊訓練である。米軍増員問題、後方地域安保、韓国軍再組織、作戦時兵站と兵站線の維持などに焦点を合わせる。
- 16) 李泳禧，前掲論文，43頁。
- 17) 大韓民国側韓米相互防衛条約草案第6条。
- 18) 当時中国側による米軍操縦士抑留などの強硬策に対応して、米国のブッシュ大統領は自衛権を行使するという最後警告をおこない、このため米中間の局地的武力衝突は不可避であると予測された。
- 19) 韓米相互防衛条約第2条。
- 20) 韓米相互防衛条約第3条。
- 21) ピョ・ハッキル他『米国の対外関係：法と制度の変化』1990，20-36頁参照。
- 22) このような意味から駐韓米軍の漢江以南への配置や撤収が行われた場合、韓米相互防衛条約の存続にもかかわらず朝鮮半島の安保は非常に不透明になる。したがって駐韓米軍が撤収されたら韓米相互防衛条約を自動介入方式に改定し、米軍で構成された軍事協力団や軍事連絡団を最前方の韓国軍隊に派遣するという主張が、提案されたりする。キム・ミヨンギ「国防安保の国際化法制整備」『国際法学会論叢』第44巻第1号（1999）31頁。
- 23) 2003年5月7日『東亜日報』。
- 24) チョン・セジン「駐韓米軍縮減および位相変更に対する主要論議の分析」『国際政治論叢』第41集2号（2001），29-34面。
- 25) 李泳禧，前掲論文，44頁。
- 26) 日米相互協力および安全保障条約第6条。
- 27) 役割分担は、有事発生時、地上軍の役割は地域同盟軍が担い、米軍は通信・偵察・ミサイル防御と戦略的抑制および打撃に力点を置いた役割を遂行する。
- 28) チョン・オギム『韓半島平和と駐韓米軍』世宗研究所，2001，34頁。
- 29) 1995年までは駐韓米軍の現地発生費用の3分の1を負担し、1996年からは指数（index）増額方式により負担金を支払っている。これにより1995年分担金の3億ドルを基準にしたがら、前年度分担金に物価上昇率を考慮し毎年10%ずつ増額し負担している。
- 30) イ・サンヒョン「韓米同盟50年の省察と韓米関係の未来」『国家戦略』9巻1号（2003），50頁。
- 31) イ・チョルギ「韓半島平和体制と政治軍事的方案模索」イ・チャンヒ編『朝米関係正常化と朝鮮半島平和体制の模索』2001年3月，8頁。
- 32) キム・チャンス「韓米相互防衛条約と韓米行政協定」『歴史批評』2001年春，432-433頁。
- 33) 他の条件は韓国政府による休戦反対行動中断、休戦条項遂行の積極協調などである；キム・チャンス上掲論文，422頁。
- 34) 1954年11月17日に署名発効した「韓国に対する軍事および経済援助に関する大韓民国と米合衆国間の合意議事録」。
- 35) オ・キビョン『韓国外交論』1994，299-300頁。

- 36) 事前協議条件とは、水害・火災等国家非常事態発生時に韓国軍は暫定的に国連軍司令官の作戦統制権を離脱することができるが、この場合、韓国の次官級閣僚が国連軍司令部参謀長にまず電話で通告してから事後に書面で通報して確認を受けることになっている；ユ・インテク『韓半島軍事問題の理解』1996, 13頁。
- 37) ユン・テヨン「韓米連合危機管理体制：実際、問題点および発展方向」『国際政治論叢』第39巻3号(1999), 267頁。
- 38) 1948年7月17日, 大韓民国憲法第66条。
- 39) チェ・チャンドン『法学者が見た統一問題』2002, 150頁。
- 40) 制憲憲法第42条は国会に「相互援助に関する条約」に対する同意権を付与している。そして韓国の作戦統制権を米軍に移譲した李承晩大統領の「作戦指揮権移譲書翰」は、国際法上条約とみなされる交換公文の形式で伝達された。いっぽう交換公文は、一般的に批准を要しない条約であり国会の同意は必要ないという主張がある(キン・ミョンギ『駐韓国際連合軍と国際法』107-108頁)。しかしながら国軍の作戦権を国会の批准を受ける必要のない書翰(交換公文)により移譲したことは違憲である。
- 41) これにより韓国軍の作戦部隊は、行政指揮は各軍参謀総長から受けるが、作戦統制は韓米連合司令官から受ける二元的体系になっている。キム・チャンス前掲論文, 432-3頁。
- 42) 韓米連合防衛体制の構築を契機とし、作戦統制権を韓米安保協議会と韓米軍事委員会の合意により韓米連合として行使することになっただけでなく、米軍に対する作戦統制もできるようになったため、作戦統制権面においても韓米安保パートナーシップ関係に踏み入る制度的枠組が作られたとされるが、これはあまりにも形式だけを強調したものであり、現実には韓国の軍事主権が韓米間の非対称性により制約を受けていることは事実である。
- 43) キム・ヨン Chol, ソ・ウオン Chol『現代国際法研究』1988, 170頁。
- 44) 連合権限委任事項(Combined Delegated Authority)は戦争抑制, 防御および停戦協定遵守のための連合危機管理, 作戦計画樹立, 連合合同教理発展, 連合合同訓練および演習の計画と実施, 連合情報管理, C4I 相互運営などである。
- 45) Command, Control, Communication, Computer and Intelligence. 戦時作戦指揮権を充分に行使するためには C4I を通じた高い情報能力をもつことが必須であるが、韓国軍の対北情報能力は非常に脆弱である。実際に韓国軍の対北情報の90%以上は米軍から受けたものと知られている。
- 46) 韓国国防研究院『米国防略態勢の変化と韓米軍事関係発展方向』1992, 211-223頁。
- 47) 朝鮮半島における米国の利益は民主主義と市場経済体制の拡散と維持にあり、統一後も朝鮮半島を米国の影響圏に残して北東アジア地域における米国の経済, 安保利益を貫徹させようとしている。CSIS Working Group Report, *A Blueprint for U.S. Policy toward a Unified Korea*, CSIS, August 2002, p. 15.
- 48) カン・ソンハク「駐韓米軍と韓米関係：中年の危機か黄昏離婚か？」『IRI レビュー』第7巻第1号, 2002年秋号, 18-19頁。
- 49) Joseph S. Nye, Jr., "The Case for Deep Engagement", *Foreign Affairs*, July/August 1995, p. 95.
- 50) 北朝鮮の1985年の国防費支出は59億ドルであり, 97年23億ドル, 98年20億ドルと大幅に

縮小した。これに比べ韓国は、85年の90億ドルから98年の129億ドルへと増加した。

- 51) Bruce B. de Mesquita, *Principles of International Politics: Peoples Power, Preference and Perceptions*, 2000, pp. 408-10.
- 52) 北朝鮮の核兵器開発脅威やミサイル等大量殺傷武器などは、対米協定の重要なカードとして用いられており、直接的に米国を脅かすためのものとは思えない。
- 53) Stephen M. Walter, "Why Alliances Endure or Collapse," *Survival*, vol. 39, no. 1, Spring 1997, pp. 158-61; キム・ギェドン, 前掲論文, 14-5頁。
- 54) 大韓民国国防部『国防白書』1999, 85頁。
- 55) 条約法に関するウィーン協約第62条第1項(a), (b) .
- 56) Malcolm N. Shaw, *International Law*, 1997, p. 670.
- 57) Icelandic Fisheries Jurisdiction Case, ICJ Reports, 1973, p. 3.
- 58) Athanassios Vamvoukos, *Termination of Treaties in International Law*, 1985, pp. 199-200.
- 59) Yearbook of the International Law Commission, 1966-II, p. 258.
- 60) しかし一般的に政府の変更を、条約を一方的に終了させる根拠として援用することはできない。Ian Sinclair, *The Vienna Convention on the Law of Treaties*, 1984, p. 195.
- 61) 2003年2月11日の『韓米同盟50年：挑戦とビジョン』という主題のセミナーにおいて、ハーバード駐韓米大使は韓米同盟を夫婦にたとえ、最近の韓米間の異見を対話不足が理由であると述べた。
- 62) キム・ヨンガク他『国際関係の理解』2002, 122頁。